

環境保全型農業直接支払交付金 最終評価（第2期）のとりまとめについて

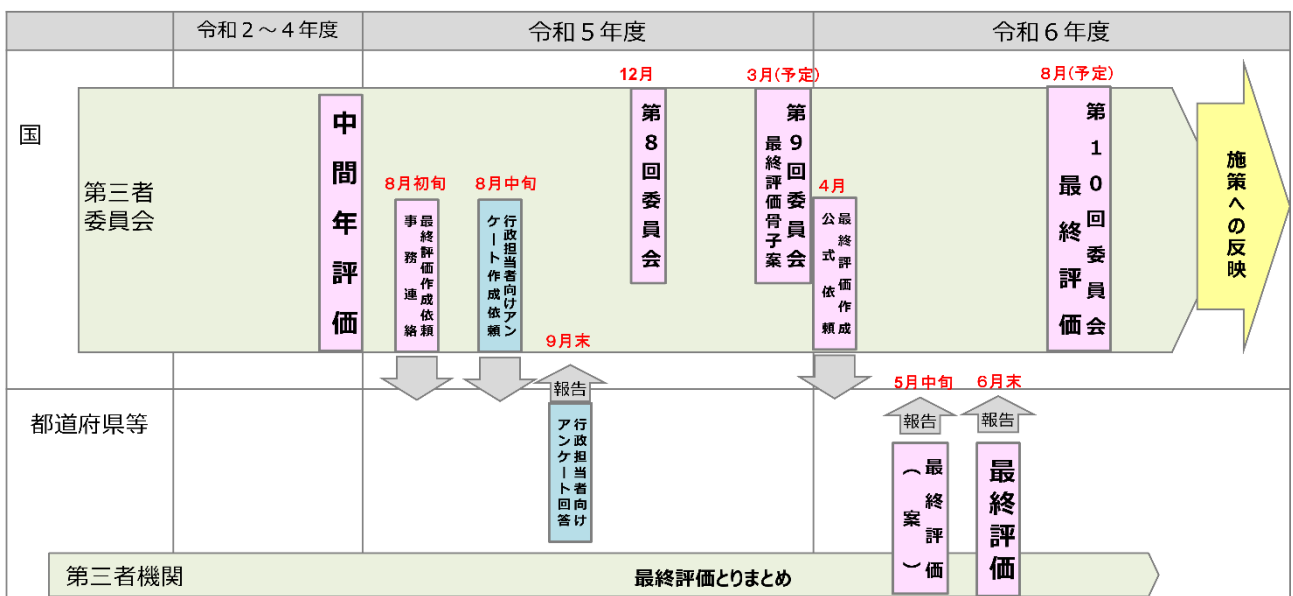
○環境保全型農業直接支払交付金

- 化学肥料・化学合成農薬を5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全、水質保全に効果の高い営農活動を支援する国の制度として、平成23年度から実施しており、平成27年度から「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づいた措置として実施されています。
- 費用の半分を国が、残りの半分を県と市町が負担し、農業者への支援を行っています。
- 5年間を一つの期間として取組が進められており、期間中の評価（中間年・最終）の結果を踏まえ、制度が見直され、次期対策に反映されます。令和6年度は、第2期（R2～R6）の最終年となっています。

○事業の評価について

- 交付金の実施要領第16において、「事業の評価は、中間年評価及び最終評価とする」ことや、県は「中立的な第三者機関において、事業の評価を実施するとともに、その結果を地方農政局長を経由して農産局長に報告する」ことが規定されています。
- 本県では、環境こだわり農業審議会を第三者機関として位置付けております。

第2期点検・評価のスケジュール（一部改訂）



環境保全型農業直接支払交付金第2期最終評価報告書(案)【概要版】

I 都道府県における環境保全型農業推進の方針等

県基本構想や環境こだわり農業推進基本計画等において、環境こだわり農業の定着やオーガニック農業の広がりを2030年の姿として目指しており、条例や基本計画等によって、具体的施策を推進している。

II 取組の実施状況

1 支援対象取組の実績

項目	年度 (期)	(参考) R 1	R 2	R 3	R 4	R 5 (見込み)
		第1期	第2期			
実施市町村数		19	19	19	19	19
実施件数		488	447	435	425	424
実施面積 (ha)		14,366	12,978	12,741	12,534	12,406
交付額計 (千円)		599,867	555,341	554,936	538,748	533,447

III 環境保全効果等の効果

1 地球温暖化防止効果

令和4年度、本県では長期中干しを含んだ地域特認取組の面積が耕地面積の25.1%を占め、15,134t-CO₂/年の温室効果ガス削減効果を確認した(第2期環境保全型農業直接支払交付金中間年評価の表3-3の単位当たり温室効果ガス削減量に実施面積を掛けて算出)。

2 生物多様性保全効果

令和3年度に実施した生物多様性調査においては、希少な生物が確認されるなど、取組ほ場において高い生物多様性保全効果を確認した。

3 その他の効果

- 水質保全効果を有する地域特認取組「緩効性肥料の利用及び長期中干し」については、本県が令和元年度にほ場で実測により、水系への全窒素の流出負荷量を軽減する効果を確認した。
- 本交付金と環境こだわり農産物の生産を一体的に推進することで、環境こだわり米の安定供給体制の確立に繋がっている。
- 新品種「きらみずき」の栽培はオーガニック農業(有機農業)もしくは地域特認取組にもなっている殺虫殺菌剤及び化学肥料を使用しない栽培に限ることとしており、殺虫殺菌剤及び化学肥料を使用しない栽培をオーガニック農業へのステップアップの取組とすることで、より効果の高い環境保全型農業の拡大を図っている。

IV 事業の評価及び今後の方針

○ 事業の評価

県の耕地面積の約3割で本交付金に取り組まれている。本交付金の活用によって継続的に環境保全型農業に取り組まれており、地球温暖化防止や生物多様性保全、水質保全に効果の高い営農活動が県内各地で実施されている。

○ 今後の方針

「みどりの食料システム戦略」を踏まえながら、交付金の取組を進めることによって、オーガニック農業や環境こだわり農業の取組を拡大し、滋賀ならではの持続的で生産性の高い農業の振興を図る。